

報道関係者 各位

平成 23 年 2 月 15 日

【照会先】

職業安定局 派遣・有期労働対策部

若年者雇用対策室

室長 久知良 俊二 (内線 5862)

室長補佐 仙田 亮 (内線 5691)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3597-0331

新規学校卒業者の採用に関する要請について ～新卒者雇用・特命チームが中小企業団体に採用要請を実施！～

本日「卒業前最後の集中支援」（注）の取組の一つとして、「新卒者雇用に関する中小企業団体との会合」（別添 1 参照）が開催され、中小企業団体（日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会）に対し、「新卒者雇用・特命チーム」のメンバーである寺田学内閣総理大臣補佐官、和田隆志内閣府大臣政務官、笠浩史部科学大臣政務官、小林正夫厚生労働大臣政務官、田嶋要経済産業大臣政務官が、新規学校卒業者の採用に関する要請を行いました（別添 2 参照）。

なお、本要請については、同日付けで文部科学省及び経済産業省からも発表しております。

新規学校卒業予定者をめぐる就職環境は、依然として大変厳しい状況にあり、今後も厳しい状況になることが予想されます（別添 3 参照）。

これまでも、厚生労働省においては、1 人でも多くの方に「新卒応援ハローワーク」を知っていただき、就職活動でお困りの場合には、1 人で悩まず、「ジョブサポーター」にご相談いただけるよう努めております。その結果、

- ・新卒応援ハローワークには延べ 124,800 人が来所、12,545 人の就職が決定（平成 22 年 9 月 24 日～平成 23 年 1 月末）

・ジョブサポーターの支援により 25,140 人の就職が決定（平成 22 年 9 月 24 日～平成 23 年 1 月末）

しています（別添 4 参照）。

さらに、「卒業前最後の集中支援」により、すでに延べ 27,390 人（平成 23 年 1 月 18 日～2 月 6 日）に対しジョブサポーター等が電話連絡を行うとともに、特例的に拡充した奨励金を活用する求人を新たに 52,981 人分（1 月 18 日～2 月 6 日。9 月 24 日から累計で 240,335 人）確保するなど、取組が進んでいます（別添 5 参照）。

今後も、一人でも多くの新卒者の皆様が就職できるよう取り組んでいきます。

注：平成 23 年 1 月 21 日、菅総理大臣の指示のもと「新卒者雇用・特命チーム」が開催されました。この中で、厚生労働省・文部科学省・経済産業省が連携し、一人でも多くの方が卒業までに就職が決定するよう、未内定者を対象とした「卒業前最後の集中支援」を実施することが決定しました。これについては、平成 23 年 1 月 21 日発表「「卒業前最後の集中支援」の実施について」で公表しています。

【「卒業前最後の集中支援」の内容】

- ① 既卒者を雇用する事業主への奨励金の未内定者への特例的適用（平成 23 年 2 月 1 日）
- ② 中小企業団体に対する奨励金の活用要請及び奨励金を活用した求人開拓の徹底【経済産業省と連携】
- ③ 大学等とジョブサポーターとの情報共有による個別支援の徹底【文部科学省と連携】
- ④ 民間就職情報サイトを通じたジョブサポーター・新卒応援ハローワーク等の周知
- ⑤ 中小・中堅企業を中心とした就職面接会の追加開催

雇用に関する中小企業団体との会合の開催について

1. 趣旨

本会合は、新規学校卒業者の採用に関して、寺田内閣総理大臣補佐官ら「新卒者雇用・特命チーム」のメンバーが、中小企業団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）に対して直接要請を行うとともに、意見交換を行う場として開催するもの。

2. 日時・場所

- (1)平成22年2月15日（火） 17：00～17：45
- (2)ANA インターコンチネンタルホテル東京「春日」
東京都港区赤坂1-12-33

3. 参加予定者

池田 朝彦	日本商工会議所 労働委員会 共同委員長
関戸 昌邦	全国商工会連合会 監事
坂戸 誠一	全国中小企業団体中央会 副会長
寺田 学	内閣総理大臣補佐官
和田 隆志	内閣府大臣政務官
笠 浩史	文部科学大臣政務官
小林 正夫	厚生労働大臣政務官
田嶋 要	経済産業大臣政務官
大久保 幸夫	内閣府参与

平成23年2月15日

(団体代表者名) 殿

新規学校卒業者等の採用に関する要請書

現下の我が国の景気は足踏み状態にあり、一部に持ち直しに向けた動きがみられるものの、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、昨年10月8日には、貴団体を含む245の経済団体等に対して、新規学校卒業者及び未就職卒業者のための採用枠の拡大、追加求人の提出及び少なくとも大学及び高等学校等卒業後3年以内の未就職卒業者の新卒枠での応募受付、早期の採用選考活動の抑制、について要請を行いました。

また、「雇用戦略・基本方針2011」を踏まえ、現在政府が推進している「3段階の経済対策」のうち、既に実施段階にあるステップ1、ステップ2の経済対策に盛り込まれた施策の着実な実施を図るとともに、ステップ3として、平成23年度においても同方針に盛り込まれた施策を実施するとしているところです。

しかしながら、平成23年3月卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境は、大学卒業予定者の直近の就職内定率が調査開始以来過去最低の水準となるなど、依然として厳しい状況にあり、就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼることが懸念されます。

政府としても、卒業後3年以内の既卒者を新卒枠で雇用する事業主やトライアル雇用を経て正規雇用へ移行させる事業主への奨励金の平成23年3月卒業予定の未内定者への特例的適用、大学等とジョブサポーターとの情報共有による個別支援の徹底、民間就職情報サイトを活用したジョブサポーター・新卒応援ハローワーク等の周知、中小・中堅企業を中心とした就職説明会の追加開催等により、1人でも多くの方が卒業までに就職できるよう、未内定者を対象に「卒業前最後の集中支援」に取り組んでいるところです。加えて、優れた人材を求めている中小企業の魅力の発信を通じて、インターネット等を活用して新規学校卒業者と中小企業のマッチングを行うドリームマッチプロジェクトを推進しています。産業界の皆さまにおかれましても、非常に厳しい経済情勢の中ではありますが、優れた人材の確保を通じて、将来にわたる競争力の維持・確保を図るため、こうした取組を御活用いただき、再度、新規学校卒業者

等のための採用の拡大に向けた努力をお願いいたします。

貴団体におかれましては、私どもの要請に、何卒、深い御理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆さまにこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

内閣総理大臣補佐官

(署名)

内閣府大臣政務官

(署名)

文部科学大臣政務官

(署名)

厚生労働大臣政務官

(署名)

経済産業大臣政務官

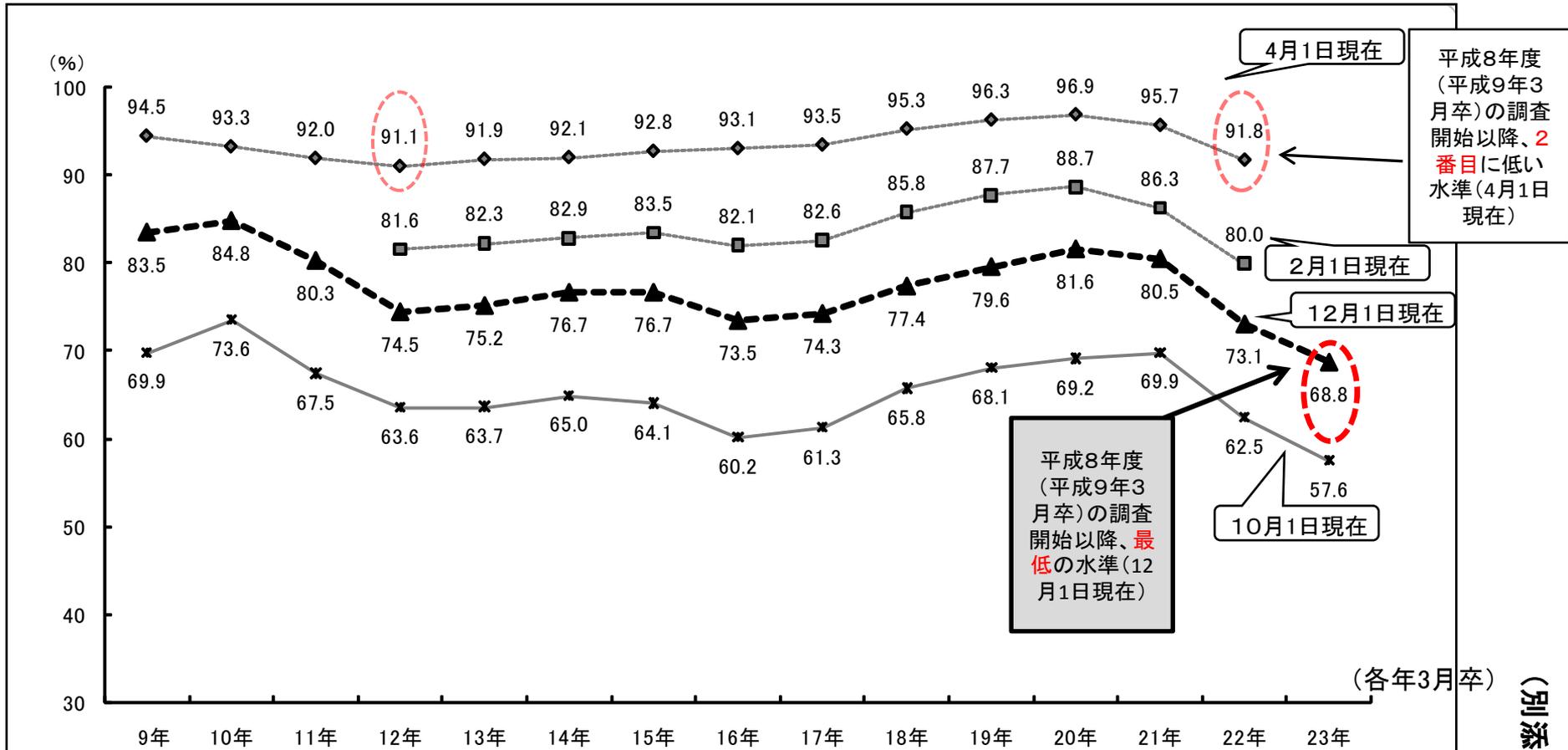
(署名)

新規大学卒業者の就職状況の推移

○ 今春の新規大卒者の就職環境は、厳しい状況（12月1日現在）。

- ・ 就職内定率は68.8%。前年同期差は4.3ポイント減。
- ・ 就職内定者数は27万9千人（前年同期比7.6%減）

※ 文部科学省「学校基本調査」（速報値）から推計した卒業予定者数に本調査結果（就職希望率、就職内定率）を乗じて推計した数値



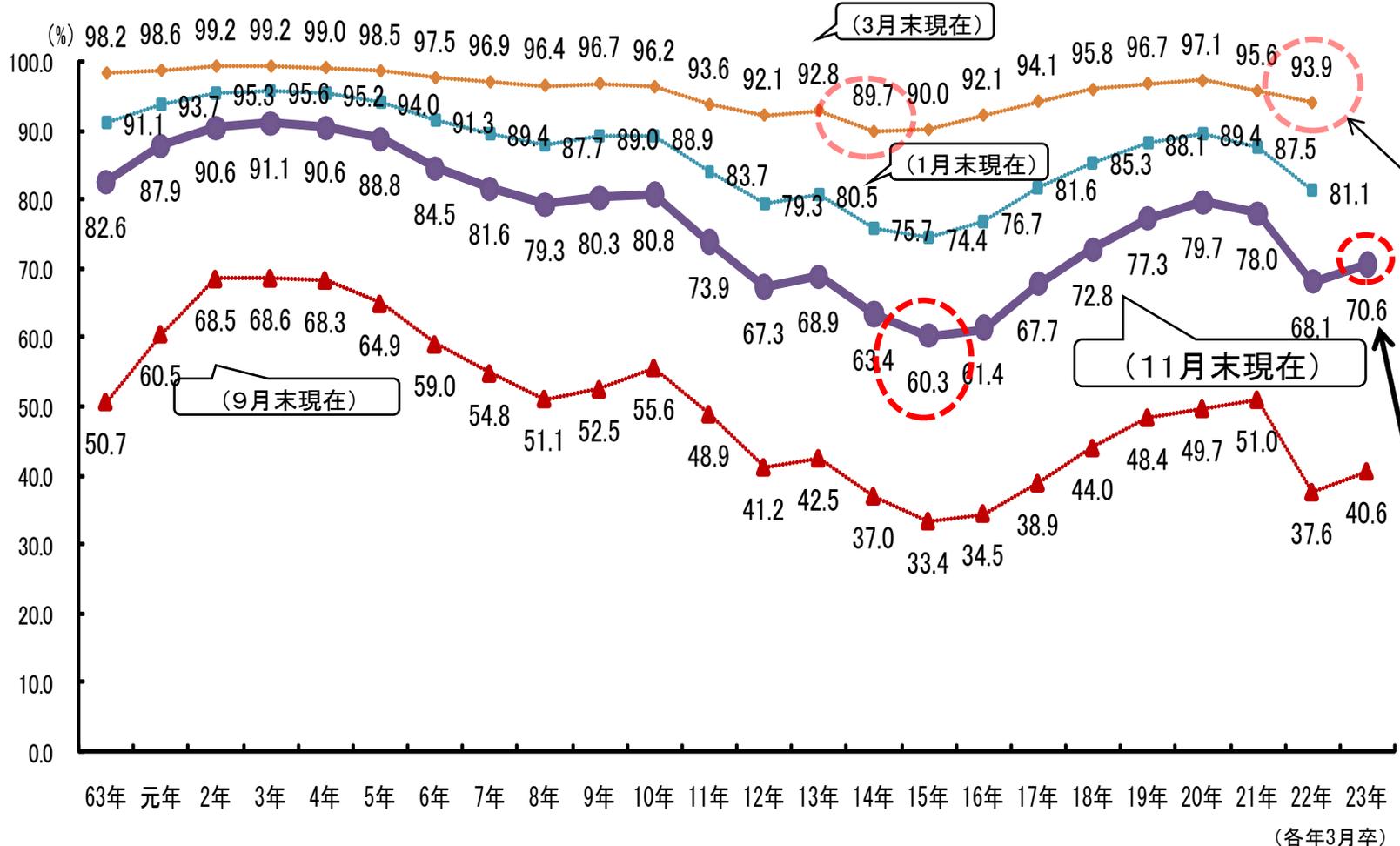
(資料出所)「大学等卒業予定者就職内定状況調査」(厚生労働省・文部科学省)

(注)内定率とは、就職希望者に占める内定取得者の割合。

(別添3)

新規高校卒業者の内定率の推移

- 来春の新規高卒者の就職環境は、厳しい状況（11月末）。
 - ・ 就職内定率は70.6%。前年同期差は2.5ポイント上回る。
 - ・ 就職内定者数 11万9千人（前年同期比4.4%増）



昭和51年度
(昭和52年
3月卒)の調
査開始以降、
7番目に低
い水準。
過去最低は、
平成14年3
月卒の
89.7%
(3月末)

昭和62年度
(昭和63年
3月卒)の調
査開始以降、
8番目に低
い水準。
過去最低は、
平成15年3
月卒の
60.3%
(11月末)

(資料出所)職業安定業務統計

(注)求職者数とは、学校又は公共職業安定所の紹介を希望する者の数

ハローワークで新卒者の就職支援を進めています！

ハローワークにおいては、「経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）及び「緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）に基づき、新卒者支援を進めています。

～新卒者（就職活動中の学生・既卒者）への支援を充実しました～

○全都道府県にワンストップで新卒者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置

全都道府県に、就職活動中の学生・既卒者の皆様が利用しやすい専門のハローワークとして、平成22年9月24日から「新卒応援ハローワーク」（平成23年2月14日現在56カ所）を設置しました。お気軽にご利用ください。

**【実績】 のべ124,800人（1月は35,068人）が利用、
12,545人（1月は5,012人）が就職決定（いずれも平成22年9月24日～23年1月末）**

（主な支援メニュー）

- ・全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供、職業紹介、中小企業とのマッチング、求人開拓、就職活動に役立つ各種セミナー
- ・就職までの一貫した担当者制による個別支援（求人情報の提供、就職活動の進め方、エントリーシートの添削、面接指導等）
- ・臨床心理士による心理的サポート

※ 新卒応援ハローワークの所在地・連絡先はこちら→ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/05.html>

○「ジョブサポーター」の倍増によるきめ細かな支援

「大卒・高卒就職ジョブサポーター」を倍増（928人→1,753人（経済対策（平成22年9月10日））→2,003人（緊急総合経済対策（平成22年10月8日））し、きめ細かな支援を行っています。

**【実績】 25,140人（平成22年9月～23年1月末。1月は9,250人）の就職が決定、
39,959人（平成22年10月～23年1月末。1月は12,161人）の求人を開拓**

（大卒就職ジョブサポーターの支援内容）

大学等と連携した出張相談・就職支援セミナー、新卒応援ハローワークにおいて就職活動中の学生・既卒者への個別支援（エントリーシートの作成相談、面接指導、応募先の選定など）及び求人開拓等を実施

（高卒就職ジョブサポーターの支援内容）

学校と密接に連携し、求人情報の提供、職業適性検査や各種ガイダンス・セミナー、求人開拓、未内定者に対する一貫した個別支援（職業相談、応募先の選定、面接指導等）等を実施



（別添4）

※実績は速報値

～3年以内の既卒者の新卒扱いの普及に取り組んでいます～

○「青少年雇用機会確保指針」を改正しました（「卒業後3年間は新卒扱い」を明記）

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」（※1）を改正（平成22年11月15日）し、事業主が取り組むべき措置として、学校等を卒業後少なくとも3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み、厚生労働大臣より主要な経済団体等に協力を要請しました（※2）。また、労働局・ハローワークにおいても事業主の皆様への周知を進めていきます。

※1 雇用対策法第7条において事業主の努力義務として、「青少年の雇用機会の確保」が定められています。事業主が具体的に取り組むべき事項を定めたものが「青少年雇用機会確保指針」です。

※2 平成22年11月15日に245団体に厚生労働大臣より要請書を送付

（要請書全文：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000wga1-img/2r9852000000wgut.pdf>）

○3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金を創設しました

卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主を支援するために、平成22年9月24日にこれらの方を採用する事業主への奨励金制度を創設しました。さらに11月26日より長期に育成支援が必要な方への支援を充実させました。**【実績】 7,765人が雇用開始（平成22年9月24日～平成23年2月6日）**

①3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（高校・大学等が対象）を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年9月24日～）【有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月経過後に50万円】

対象求人数 212,910人 トライアル雇用開始者数 7,123人 （平成22年9月24日～平成23年2月6日）

②長期に育成支援が必要な3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「既卒者育成支援奨励金」）

長期の育成支援が必要な既卒者（高校・大学等が対象）を有期雇用し、育成のうえ正規雇用に移行させる成長分野（健康、環境分野及び関連するものづくり分野）の中小企業の事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年11月26日～）【①に加え、有期雇用期間を原則3か月のOFF-JT期間を含む原則6か月に延長。さらにOFF-JT期間は各月5万円を上限に教育訓練経費の実費を上乗せ】

③新卒扱いで3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金（「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（大学等が対象）も応募可能な新卒求人を出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年9月24日～）【正規雇用から6か月経過後に100万円、1事業所1回限り】

対象求人数 27,425人 採用者数 642人 （平成22年9月24日～平成23年2月6日）



「卒業前最後の集中支援」の取組状況

新規大学卒業予定者等の就職環境が非常に厳しいことを踏まえ、厚生労働省、文部科学省、経済産業省は、1人でも多くの方が卒業までに就職できるよう、未内定者を対象に「卒業前最後の集中支援」を実施します。

【未内定者支援の課題】

- ①未内定者は既卒者と違い、企業が採用するインセンティブがない
- ②誰にも相談できず孤立・就活戦線の中心が3年生に移行
- ③学生が「ジョブサポーター」や「新卒応援ハローワーク」を知らない
- ④企業とのマッチングの機会が不足

関係各省の連携による「卒業前最後の集中支援」

既卒者を雇用する事業主への奨励金の未内定者への特例的適用 中小企業団体への最後の活用要請・奨励金を活用した最後の求人開拓

- 「経済対策」等により創設した卒業後3年以内の既卒者を採用した事業主への奨励金を未内定者にも特例的に適用（2月1日より）。ハローワークにおいても、奨励金を活用した求人開拓を徹底

【実績（2月6日現在・速報値）】

52,981人分の求人を確保

- 3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」）
対象求人数 46,361人（特例適用発表以降の増加分）
- 新卒扱いで3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金（「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」）
対象求人数 6,620人（特例適用発表以降の増加分）

※1 平成22年度限りの措置

大学等とジョブサポーターとの情報共有による個別支援の徹底

- 大学等が支援を希望する未内定者を把握し、新卒応援ハローワーク等のジョブサポーターと情報共有

【実績（1月18日～2月6日・速報値）】

ジョブサポーター等による電話連絡者数 延べ27,390人、求人情報提供件数 42,234件

- ※ 1月21日に笠文部科学省大臣政務官から各国公立大学長・短期大学長・高等専門学校長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長に対し、新卒応援ハローワーク等に支援を希望する未内定者の情報提供を要請。

民間就職情報サイトを通じたジョブサポーター・新卒応援ハローワーク等の周知

- 主要な民間就職情報サイトに対し、ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の周知のためのバナー掲載

平成23年1月7日から2月8日までの間に、学生のため民間就職情報サイト（7サイト）等を掲載。

1月7日：「リクナビ2011」（株式会社リクルート）、「マイナビ2011」（株式会社毎日コミュニケーションズ）

1月25日：「日経就職ナビ2011」（株式会社日経HR、株式会社ディスコ）

1月28日：「学情ナビ2011」・「Re就活」（株式会社学情）

2月7日：「[en]学生の就職情報2011」（エン・ジャパン株式会社）

2月8日：「就活ナビ2011」（株式会社ダイヤモンド・ビックアンドリード）

中小・中堅企業を中心とした就職面接会の追加開催

- 未内定者のマッチング機会を拡げるために、中小・中堅企業を中心とした就職面接会を開催

【実績（2月1日～4月末、開催予定も含む）】

大学生向け 204回（1月より新たに100回追加開催）

高校生向け 127回（1月より新たに49回追加開催）

（開催例）

「平成22年度 第2回新規大卒等合同就職面接会」

開催日：平成23年2月2日、主催：東京労働局・東京新卒応援ハローワーク、東京都、場所：東京国際フォーラム

参加企業数：186社 求人数：1,442人 参加学生数：1,640人